

## 働き方改革関連法セミナーの開催について ～改正労働基準法等にかかる大規模セミナーを実施～

### 36協定（新様式）及び年次有給休暇の付与義務にかかる実務について

「働き方改革関連法」が平成30年6月29日に成立し、同年7月6日に公布されたことに伴い、労働基準法・パートタイム労働法等の一部が改正されました。

「働き方改革」を進めていただくことにより、労働者が働きやすい魅力のある職場と変化し、人手不足解消、労働者の定着等の労働環境の向上にもつながります。

しかしながら、改正項目や企業規模によって施行時期が異なることから働き方改革関連法セミナーを実施することにしました。本セミナーでは、**36協定（時間外労働・休日労働に関する協定届）の新様式及び年次有給休暇の付与義務にかかる実務**を中心に、パートタイム・有期雇用労働法や同一労働同一賃金ガイドラインについても説明を行います。

- 1 日時 **平成31年3月19日（火）** 開場**13：30** 開演**14：00～16：00**
- 2 会場 大阪ドーンセンター 7階 大ホール（大阪市中央区大手前1-3-49）
- 3 主催 厚生労働省大阪労働局
- 4 対象 企業の人事労務担当者等（定員500名）
- 5 内容 **1 改正労働基準法の概要について**  
大阪労働局 労働基準部長  
**2 36協定及び年次有給休暇の付与義務にかかる実務について**  
大阪労働局 労働基準部 監督課長  
**3 パートタイム・有期雇用労働法について（仮称）**  
大阪労働局 雇用環境・均等部長

※報道関係者の皆様への対応について

- ・報道関係者はセミナー当日に総合案内にて受付を行ってください。（自社腕章の着用をお願いします。）
  - ・会場駐車場は有料です。付近での待機・駐車はできません。
- なお、当日取材希望がある場合には3月18日（月）17時までに下記までご連絡ください。

事務担当者：大阪労働局労働基準部監督課（担当：綿貫、的場）  
電話番号：06-6949-6490

## 3月19日 働き方改革関連法セミナーの参加申込書

【FAX：06-6949-6034】

本セミナーの申し込みは、この参加申込書に必要事項を記入いただき、上記のFAX番号で送信して下さい。

また、セミナー当日もこの参加申込書をご持参下さい。

※ご記入いただいた個人情報、本セミナー以外の目的には使用しません。  
※定員に達した場合、または締切り後に申し込みいただいた場合のみ、折り返し連絡させていただきます。

ふりがな	ふりがな
氏名	会社名
電話	FAX



### ■交通

京阪、Osaka Metro谷町線、

「天満橋」駅 1番出口から東へ350m

JR東西線「大阪城北詰」駅

2号出入口から西へ550m

シティバス(旧大阪市営バス)

「京阪東口」からすぐ

〈お問合せ先〉

大阪労働局労働基準部監督課 電話 06-6949-6490